

2008 年 東京弁護士会新年式

総務委員会委員長
水津 正臣 (25 期)

**裁判員裁判，被疑者国選制度の拡大の実施を
間近にして，弁護士会は基本的人権の尊重と
社会的正義の実現を目指す責務を果たす
一層の取り組みを**

2008 年の東弁新年式が，1 月 9 日午前 10 時 30 分から，来賓，会員ら 235 名の出席のもと，弁護士会館クレオで，盛況のうちに開催された。

下河邊和彦会長から新年の挨拶があり，はじめに先進会員，永年勤続職員，人権賞受賞者への祝意が述べられ，次いで，2008 年は来春の裁判員制度実施に向けての最後の仕上げの年であり，裁判員制度の意義と役割を国民に積極的に理解し，共感してもらうための取り組みを強めるとともに，裁判員裁判を現実担っていく弁護人を質量ともに確保するために，若手弁護士の育成に努めなければならないこと，被疑者国選弁護事件の適用拡大に伴う飛躍的な事件数の増大に対しても遺漏なく態勢を整えていかなければならないこと，さらに弁護士大増員時代の幕開けを迎えて，近い将来の法曹人口の急激な増大に対して，法曹の質を確保しつつ，法的ニーズの実態をふまえた実証的な検証に基づく法曹人口問題についての議



論があらためてなされるべきと考えていること，4 番目の公設事務所となる「多摩パブリック法律事務所」の開設等を通じて多摩地区における法的サービス提供の充実に努めていくこと，最後に憲法の基本的理念を擁護し，弁護士自治を堅持して，司法制度の改善改革への取り組みを通じて，弁護士，弁護士会の責務を果たしていきたいと述べられた。

引き続き来賓からの祝辞を頂戴し，平山正剛日弁連会長からは，先輩が長年にわたり築いてこられた人権擁護の歴史と社会正義実現への努力に感謝し，我々も後輩のために尽くさなければならない，日弁連では，裁判員制度実施に向けた準備，被疑者国選弁護の拡大への対応をクリアして，100 年後の歴史家の評価に耐えられるよう，全力をあげていると述べられた。才口千晴最高裁判事からは，事件処理の迅速化への弁護士の協力，裁判員制度実施のために国民に最も近くにいる弁護士会，弁護士がその力を発揮して，国民の信頼を勝ち取るようお願いしたいと述べられた。池田修東京地裁所長からも，裁判員制度実施に向けての弁護士と弁護士会の一層の努力とともに，被疑者国選弁護の拡大に向けた弁護士会の取り組



みに期待する、また立川への裁判所支部庁舎移転などにつきご理解、ご協力をいただきたいとの挨拶があった。また鳩山邦夫法務大臣、伊藤鉄男東京地検検事正からも祝辞をいただいた。

表彰式では、在会50年の28人、寿齢100歳の1人、寿齢90歳の3人、寿齢80歳の40人及び永年勤続職員の3人、計75人が表彰を受け、被表彰者を代表して在会50年の溝口喜文会員から感謝の挨拶があった。

第22回を迎えた人権賞は「特定非営利活動法人 シェア＝国際保健協力市民の会」が受賞し、選考経過の報告が人権賞選考委員会の西立野園子委員長（東京外国語大学教授）からあり、表彰状と副賞のテミス像ほか贈られた。受賞者を代表して本田徹代表理事から、今回の受賞を励みに、人権を守るための活動を引き続き行なっていきたいと挨拶があった。



新年式に引き続き、祝賀会が、下河邊会長、平山日弁連会長、被表彰者代表の溝口会員による鏡開きではじまり、盛会であった。

人権賞受賞者のプロフィールはLIBRA2008年1月号19頁に掲載した。今後、インタビューをLIBRAに掲載予定である。

沖縄調査報告

人権擁護委員会委員
高橋 右京 (60期)

はじめに

人権擁護委員会沖縄問題部会では、毎年沖縄調査を実施している。2007年度も11月16日から18日に総勢14名が参加して行なわれた。

1日目

早朝、羽田空港に集合し、空路沖縄へ。昼前に那覇に到着。昼食後に沖縄県庁に赴き、仲井眞弘多沖縄県知事を表敬訪問し、当会が2007年に行なった『シンポジウム『米軍基地と人権—基地再編のもたらすもの』』記録集を伊礼勇吉会員から仲井眞知事に手渡した後、県職員の方から、基地問題全般についてレクチャーを受けた。



夜には、沖縄弁護士会による勉強会に参加。新垣勉弁護士を講師に、在日米軍構成員等による事件・事故の被害者救済のための立法に関する講義が行なわれた。我が国

に駐留する米軍に起因する事件・事故は、年間約2000件発生し、そのうち約70%が公務外のものであるようだ。にもかかわらず、公務外の事件・事故による被害については、特別法がなく、被害が放置されている状況である。講義では、このような状況を改善すべく、米兵等による公務外の事件・事故の被害者を救済するための特別立法の制定に向けた活動について説明があった。

2日目

最初に、宜野湾市内の嘉数という高台から、普天間基地を視察した。この高台は、沖縄戦において米軍との間で激戦が繰り広げられたところでもある。高台から見る普天間基地は、想像していた以上に巨大で、町のど真ん中に陣取るその光景は、異様としか言いようがなかった。これと同等以上の基地を辺野古の美しい海の上に作ろうとは…。

その後、その普天間基地の代替施設建設が計画されている、名護市辺野古崎を視察。現地で施設移転反対運動を行なっている住民の話を聞いた。時間の関係で、ゴムボートで海に出ることはかなわなかったが、この海の美しさ、貴重さは十分に実感できた。計画通りに代替施設が建設

されれば、辺野古の珊瑚礁は埋め立てられ、この海域に生息するジュゴンが餌場に入ることではできなくなり、絶滅の危険が極めて高いという。

最後に、東村にある、北部訓練場を視察した。ここでは今、訓練場の一部返還の合意に伴い、返還区域内のヘリパッド（ヘリ着陸帯）を、東村高江区付近に移転する計画が問題となっている。まず、高江区を訪れ、仲嶺武夫高江区長から説明をうかがった。ヘリパッドの移設により、住民は、騒音、墜落事故の危険、飲料水の汚染（付近に水源となるダムが存在する）などの被害を被ることになる。加えて、この付近の森（通称「やんばるの森」）の生態系にも重大な影響を与えることは確実である。その後、ヘリパッド建設予定地も視察し、現地で監視活動続ける住民の話も聞いた。

最後に

今回、この限られた字数では報告しきれないほどの貴重な体験をすることができた。できれば、次回以降も参加し、微力ながら、今後も沖縄問題を東京の弁護士に知ってもらい活動の手助けができればと思う。

シンポジウム 「韓国差別禁止法案に学ぶ」 ～日本国内での差別禁止法制定に向けて～

会員
安孫子 理良（60期）

差別禁止法整備が急務 ～隣国韓国の手法に学ぶ

2007年11月30日、第一東京弁護士会講堂で、東京弁護士会外国人の権利に関する委員会主催のシンポジウム「『韓国差別禁止法案に学ぶ』～日本国内での差別禁止法制定に向けて～」が開催された。

日本が人権差別撤廃条約に加盟して11年。だが、国内

の差別禁止法整備は遅々として進んでいない。他方、韓国では、国家人権委員会（以下「人権委」）が2006年7月24日、差別禁止法案を作成し（勧告法案）、国務総理に対し立法勧告を行なった。2007年10月には、政府も差別禁止法案を公告し、国民からの意見聴取を試み、今まさに、差別禁止法制定に向けて具体的な動きが進んでいる。

本シンポジウムではまず、人権委の常任委員を務める
鄭 康子氏チョンカンジャが『「差別禁止法」制定のための韓国国家人権
委員会の活動』と題して基調講演した。その後、山崎公
士教授（新潟大学）、大田原俊輔弁護士（鳥取県）もパネ
リストとして加わり、「日本国内における差別禁止法制の
あり方」をテーマに、3氏によるパネルディスカッション
が行なわれた。

基調講演—韓国差別禁止法案の今 ～勧告法案と政府法案を比較

鄭氏は、人権委が2001年の設立以来、3900件にのぼ
る差別被害救済の申立を受け、権利救済活動を実践して
きたことを紹介した。そのうえで、人権委が差別禁止法案
の立法勧告をした理由について、「これまでの活動を通じ、
広範囲に及ぶ差別問題に包括的に対処するためには、憲
法や既存の法律の一般規定ではなく、より具体的な差別
禁止法が必要であると強く認識したからだ」と説明した。

ところが、政府法案は、勧告法案との比較において、差
別事由のうち「性的指向」などの7項目を削除し、さら
に、「是正命令制度」「立証責任転換」「訴訟支援」等の条
項も削除されるなど大きく後退した内容となっている。鄭
氏は、「これらの点が今後、法案審議において争点となる
だろう」と解説した。

パネルディスカッション—「日本式」差別禁止法 とは～救済制度のあり方をめぐって

鄭氏の基調講演を受けて、差別禁止法制の比較研究に
取り組む山崎教授は、「日本にも憲法に平等規定がある
が、私人間適用が極めて限定的に解釈される傾向にある」
と分析。韓国と同様に、日本でも今、具体的な差別禁止
法の制定が強く求められていると述べた。

大田原弁護士は、鳥取県で2005年に成立した人権救済
条例が成立後に多方面からの反対を受け施行を凍結した
経緯について説明し、その後に県が設置した見直し検討



会において議論した結果、2007年11月に「見直しに関す
る意見」がとりまとめられたことを報告した。見直し検討
会の会長代行を務めた同弁護士は、公権力の私人間への
過度の介入を避けるため、公権力による人権侵害の場合
には準司法的な救済手続など、救済の実効性を担保する
制度を充実させるべきだが、私人間の場合には、調停手
続など、より介入の程度の少ない救済制度を採用してい
くべきとの見解を示した。これに対して、鄭氏は、差別禁
止法案は公権力による差別と私人間の差別の両方を対象
としていること、人権委が調停から調査・勧告手続まで、
段階に応じて複数の手続を用意していることを指摘し、多
様な救済手続を用意しておけば、公権力による侵害と私
人間における侵害を殊更に区別しなくても、ケースごとに
適切な救済が可能となるのではないかと問題提起した。

講演を終えて

本シンポジウムは、人権委常任委員からの報告を直接
聞くことのできる貴重な機会となった。参加者からは、韓
国の差別禁止法案について、差別事由から「性的指向」
が削除された経緯や、表現規制が広告に限定された理由
など、法案の具体的内容について多くの質問があり、関
心の高さがうかがわれた。

今後、日本においても、鳥取県にみられるような地方自
治体レベルで、さらには国レベルで、差別禁止に向けた立
法が求められていると改めて感じた。